

埼玉県高齢者支援計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県高齢者支援計画（介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」）を推進するため、埼玉県高齢者支援計画推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、埼玉県高齢者支援計画の策定方針及び進捗状況について検討を行う。

(組織)

第3条 会議は、別表の関係団体の代表者等、公募により選考された者及び行政機関の職員をもって構成する。ただし、必要に応じて関係者を出席させることができる。

2 会議には議長を置く。議長は地域包括ケア局長の職にある者とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集し、主宰する。

2 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指定する委員がその職務を行う。

(専門部会)

第6条 会議には、専門部会を置くことができる。

2 専門部会には、必要に応じて関係者を出席させることができる。

3 専門部会に関して必要な事項は、議長が別に定める。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第8条 その他、会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

別 表

1 関係団体の代表者等

埼玉県医師会

埼玉県介護支援専門員協会

埼玉県看護協会

埼玉県国民健康保険団体連合会

埼玉県在宅福祉事業者連絡協議会

埼玉県歯科医師会

埼玉県市長会代表

埼玉県市町村保健師協議会

埼玉県社会福祉協議会

埼玉県町村会代表

埼玉県認知症グループホーム・小規模多機能協議会

埼玉県民生委員・児童委員協議会

埼玉県薬剤師会

埼玉県老人クラブ連合会

埼玉県老人福祉施設協議会

埼玉県介護老人保健施設協会

全日本病院協会埼玉県支部療養病床部会

2 公募により選考された者

2名程度

3 行政機関

地域包括ケア局長